

ご旅行条件書(海外企画手配旅行・包括料金特約)

この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 企画手配旅行契約

- 1) この旅行は、(株)ベルカディア(大阪府大阪市西区新町1-33-20国土交通大臣登録旅行業1592号(社)日本旅行業協会正会員、以下「当社」といいます。)が企画手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画手配旅行契約を締結することになります。
- 2) 当社は、お客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすること等により、お客様が当該旅行の日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行サービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配することを引き受けます。
- 3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

2. 包括料金特約

「包括料金特約」(以下、「包括特約」といいます。)とは、当社が旅行代金をその内訳を明示することなく一定額とし、帰着後に旅行代金の精算をしない旨の特約を書面で締結することをいいます。

3. 企画料金・取扱料金

当社は、旅行企画、手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、企画料金、取扱料金を申し受けます。なお、企画料金、取扱料金は、第7項の旅行代金に含みます。

4. 契約の申込、契約の成立

- 1) お申込みの場合は、別紙の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出していただきます。

| 区分 | 申込金(おひとり) |
|-------------------|-----------------|
| 旅行代金が30万円以上 | 50,000円以上旅行代金まで |
| 旅行代金が15万円以上30万円未満 | 30,000円以上旅行代金まで |
| 旅行代金が15万円未満 | 20,000円以上旅行代金まで |

- 2) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。
- 3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該書面に記載します。
- 4) 本項1の申込金は旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

5. お申込み条件

高齢の方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方などで、特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申込み時にお申し出ください。

6. 企画書面(旅行の目的地、出発地、日程及び、旅行サービスの内容)の提示と企画内容の承諾

- 1) 当社は、契約書面に記載された日までに、申込書に記載されたお客様の依頼内容に沿って旅行を企画し、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金の額、旅行代金に含まれない旅行に必要な費用、その他の旅行条件を記載した企画書面を交付します。

- 2) 企画の諾否の通知は、当社の指定する日までに、お願いいいたします。

- 3) お客様から本項2の期日までに諾否の通知がなかった場合は、当社はお客様に期日の翌日から起算して一週間以内に諾否の通知をするよう再度求めます。
- 4) 本項3の一定期間に内お客様からその通知がなかった時が、当社は、企画が不承諾となったものとみなし、契約はお客様によって解除されたものとします。
- 5) お客様から不承諾の通知があったときまたは、本項4)により当社が不承諾とみなしたときは、お客様は、申込書などに記載された企画料金を支払わなければなりません。

7. 旅行代金のお支払いと額の変更

- 1) 旅行代金(旅行費用並びに、当社の企画料金及び、取扱料金をいいます。)の額は、企画書面に記載します。
- 2) 旅行代金は、第4項1の申込金を差し引いた残額を申込書などに記載した期日までにお支払ください。
- 3) 当社は旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合、当該旅行代金を変更します。当社は、旅行代金を増額する場合は、旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前に通知するものとし、この場合、お客様は、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その額だけ旅行代金を減額します。

8. 手配不能の場合の代替企画書面の交付

- 1) 企画書面に記載した運送・宿泊機関等の理由で手配不可能となった場合は、当社は代替企画書面を作成して交付します。
- 2) お客様が、代替企画書面を承諾した場合は、当社は当該代替企画書面に従って手配します。この場合に、旅行費用の変更があった場合は、旅行代金を変更します。
- 3) お客様が本項1)の代替企画書面を承諾されない場合は、お客様は契約を解除することができます。この場合、当社は既に收受した旅行代金を払い戻します。

9. 旅行契約内容の変更

- 1) お客様は、当社に対し旅行契約内容の変更を求めるることができます。この場合、当社は可能な限り旅行契約内容の変更の求めに応じます。また、契約内容の変更によって生じる旅行代金の増減はお客様に帰属します。
- 2) 企画書面承諾後、お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料をご負担いただくほか、下記の変更手数料を申し受けます。

| 変更手数料の内容 | 料金 |
|-----------------------|-------------|
| 運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合 | 1件につき2,000円 |
| 乗車船券の切替え、再発行 | 1件につき3,000円 |
| 宿泊手配の変更 | 1件につき2,000円 |

10. 旅行契約の解除

- 1) お客様のご都合により旅行契約を解除される場合は、次の料金を申し受け、残額があれば、これを払い戻します。

| 旅行契約解除の日 | 取消料 |
|-------------------------------------------|-----------|
| ①旅行開始日の前日から起算して30日目にあたる日以降に解除する場合(②,③を除く) | 旅行代金の20% |
| ②旅行開始日の前々日以降に解除する場合(③を除く) | 旅行代金の50% |
| ③旅行開始後の解除および無連絡不参加 | 旅行代金の100% |

- 2) お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となった時は、旅行契約を解除することができます。この場合、当社は、お客様が既に提供を受けられた旅行サービスにかかる旅行費用を除き、残額を払い戻します。

11. 当社による旅行契約の解除と払い戻し

- 1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービス、その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった場合、または、不可能となる恐れが極めて大きいと判断される場案は、お客様と相談の上、旅行契約を解除することがあります。
- 2) 本項1の場合、当社は次の料金を申し受け、残額があればこれを払い戻します。
- ① お客様が既に提供を受けられた旅行サービスにかかる旅行費用。
 - ② お客様がいまだ提供を受けておられない旅行サービスにかかる取消料、違約料、その他の旅行サービス提供機関に支払う費用。

12. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数のお客様(以下「構成員」といいます。)がその責任ある代表者を定めて申し込んだ契約については、以下により取り扱うものとします。

- 1) 当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。)が構成員の契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。契約責任者が旅行に同行しない場合は、旅行開始後は、契約責任者が選任した引率責任者を契約責任者とみなします。
- 2) 当社は、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、契約責任者に交付する契約書面に記載します。
- 3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
- 4) 契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知し又は名簿を当社に提出しなければなりません。
- 5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。

13. 当社の責任及び免責

- 1) 当社の責任の範囲は、第1項2に記載した手配行為に限定されます。
- 2) 当社は、契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えた時は、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限ります。
- 3) 当社は手荷物について生じた本項2の損害については、損害の発生日の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、損害額の如何にかかわらず、お客様1名につき15万円を限度として賠償します。
- 4) 次のような場合は、原則として、当社は責任を負いません。
- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ② 運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ③ 日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制もしくは伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ④ 自由行動中の事故
 - ⑤ 食中毒
 - ⑥ 盗難
 - ⑦ 運送機関の遅延、運送機関の不通、旅行サービス提供機関の争議行為又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

14. 特別補償

- 1) 当社は前項1に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画手配旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって、身体の障害を被ったときに、死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金を支払います。尚、携行品の損害については、補償の対象となっておりません。
- 2) お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、企画手配旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗などのほか、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が企画手配旅行日程に含まれているときは、その限りではありません。

15. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を請求できるものとします。

16. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行約款(手配旅行の部)に定めるところによります。